

中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

補助対象者

兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～④に掲げる要件をすべて満たす者が対象です。

- ① 以下のアまたはイのいずれかに該当すること。
 - ア 令和５年度に、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）の再生可能エネルギー相談支援センターが実施する現地診断を受けていること。
 - イ 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断（令和２年度までは無料省エネルギー診断）を令和２年４月１日以降に受けていること
- ② 中小企業基本法第２条第１項で規定される中小企業
ただし、資本金または出資金５億円以上の法人が直接または間接に１００％の株式を保有する中小企業を除く
- ③ 年間エネルギー使用量（原油換算）が原則として１,５００ｋℓ未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者

下表【Ａ】【Ｂ】いずれかを満たす法人または個人事業者

業 種	資本金の額または出資の総額 【Ａ】	常時使用する従業員数 【Ｂ】
製造業等（運輸業・建設業等を含む）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下

- ④ エコアクション 21 または ISO14001 の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者

補助対象事業及び補助対象経費

【補助対象事業】

- ① 省エネ効果があると診断・提案された設備への更新・改修、建物の省エネ改修
- ② 省エネルギー化を主目的とした 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備（全量売電を除く。）、バイオマス熱供給設備

【補助対象経費】

《設 備 費》 補助事業の実施に必要な機械装置、省エネ機器等の更新・改修等に要する経費
《直接工事費》 補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費

※ 消費税及び地方消費税の額は除きます。

※ 国庫補助金を財源とする補助金の交付を受けるものは対象となりません。

★ 補助金額：補助対象経費の 1／3（上限 100 万円）

募集期間

令和 5 年 4 月 1 8 日 ～ 令和 5 年 1 2 月 2 2 日 [必着]

※ 先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

補助金申請までの流れ

ステップ1：協会の再エネ相談支援センターが実施する現地診断を受診

- 
- ① 現地診断申込書を協会へ提出
 - ② 現地診断日程の調整
 - ③ 現地診断の実施
 - ④ 診断結果の連絡

ステップ2：省エネ改修等について検討

- 
- ⑤ 現地診断または省エネ最適化診断において省エネ効果があると診断・提案された省エネ改修等について検討します。
※ 診断を受診したことで改修等が義務付けられるものではありません。

ステップ3：補助金を申請

- ⑥ 改修等計画を決定、補助金を申請します。

補助金交付要綱、申請書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/tyuushou2021/>

※ 令和2年4月1日以降に、一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断（令和2年度までは無料省エネルギー診断）を受診している場合は、協会にその旨申し出てください。

提出先・問い合わせ先

◆中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課
再生可能エネルギー相談支援センター

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18

TEL 078-735-7744 FAX 078-735-7222 E-mail : pvcenter@eco-hyogo.jp

◆エコアクション21

同協会内 エコアクション21地域事務局

TEL 078-735-2780 FAX 078-735-7222 E-mail : ea21hyogo@eco-hyogo.jp